

商工会情報誌



スクラム安佐

商工会加盟数
1768名
(平成24年9月30日現在)

商工会は法律に基づいて設置されており、
経営についての相談は全て無料です。

発行者 広島安佐商工会
住所 広島市安佐北区可部3-26-22
電話 082-814-3169
FAX 082-815-1456
URL <http://www.h-asa.jp/>



可部支部 (1号車)



可部支部 (2号車)



佐東支部 (3号車)



安佐支部 (4号車)

今年の日帰り旅は島根県の大根島、
日本庭園「由志園」に行ってきました。

去る9月16日、福利厚生部会
の日帰りレクリエーションを実
施しました。

朝7時過ぎ、佐東・安佐・可
部をそれぞれ出発、途中安佐サ
ービスエリアでバス4台が合流し、
道中「ゆめランド布野」、日本
で初めての道の駅「掛合いの里」
で一時休憩、『歳をとるとトイ
レが近こつていけませんなあ』と、
冗談とも本気ともつかぬ会話が
聞こえてきます。

旅は進み、宍道湖を左方に見、
玉造を下方に見て、松江玉造一
Cから「だんだん道路」を通っ
て日本庭園が素晴らしい「由志園」
に到着。

今回は此処が食事場所です。
豪華な食事をした後は・・・三々
五々自慢の庭園を鑑賞。

その後、次の行き先「境港お
魚センター」でお買物タイム。
『このお魚センターは、いつも
来る処と違うねえ』と云いなが
らも次々とお魚を買いあさり、
それが終わると最後の目的地「お
菓子の寿城」に移動しました。

『来年は広島で「お菓子博」
があるよねえ』と言いながらも
土産物を買いたい、今日の買物

予定はこれで終わり、「いざ鎌倉へ」ならぬ我が家へ。

バスの中で今日一日の思い出話を華を咲かせながら、午後7時30分頃、無事帰ってまいりました。

来年も一緒に行きましよう。

福利厚生部会長

上 駄 洋 三



【佐東支所】

合同企業説明会開催!

去る9月12日、安佐南区内の4商工会(祇園町商工会・安中市町商工会・沼田町商工会・広島安佐商工会佐東支所)と、5大学(広島文化女子大学・安田女子大学・広島経済大学・広島修道大学・広島市立大学)が連携して、合同企業説明会を開催しました。

これは、来春大学を卒業する学生に安佐南区内での就職を促進するものが狙いで、安佐南区役所からの働きかけにより、急遽実現したものです。当日、参加された企業は16社、学生は70名でした。

今回は、急遽開催に至ったこともあり、参加企業、学生とも、広報・周知が行き渡らない面がありました。

来場した学生は熱心に企業の説明に耳を傾け、対する企業側も自社のPRや人材発掘に力を入れていました。今回の結果については、企業・学生双方から全般的には合格点の評価を受けました。



合同企業説明会会場内

(安佐南区役所講堂)

工業部会視察研修事業報告

岡山県真庭市

バイオマスタウン視察

工業部会では、今年度の視察研修事業として、岡山県真庭市が地域型循環社会を自指して取り組んでいる「バイオマスタウン構想」の現場を視察しました。

10月3日(水)午前7時過ぎに佐東地区を出発、可部、安佐と廻り広島北インターから中国自動車道に入り一路、岡山県真庭市へと向かいました。

予定より少し早く「木の駅 勝山木材会館」に到着。真庭市役所担当者よりバイオマスタウン構想の概要について一時間余り、しっかりと説明を受けました。その後「勝山町並み保存地区」で地元食材がふんだんに入った昼食。

午後からは、この事業を取り組んでいるメイン会社「銘建工業(株)本社工場」を見学。集材材から、木質ペレットの製造、木質バイオマス発電など、一切無駄のない木材の利用と施設管理、エネルギーの有効活用とに感心させられました。

次に、昨年開庁したばかりの「真庭市役所新本庁舎」を見学。バイオ

マスボイラー(冷暖房チップボイラー)導入設備、地元木材を利用した内外装施設、太陽光発電設置、電気自動車の急速充電器をも設置された各施設を見て回りました。

最後に、明治に建築され国の重要文化財にも指定されている洋風木造建築「旧遷僑尋常小学校」を見学しました。

真庭市の素晴らしい取り組みに驚嘆しました。全ての予定を終え、無事帰路に着き有意義な視察研修を終えました。



工業部会の皆さん

(真庭市役所前にて)

広島県の最低賃金が改定されました

時間額 **719円** (発効年月日 平成24年10月1日)

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。
年齢・性別。雇用形態[常用・臨時・パート・アルバイト]の別を問いません。

但し、各特定（産業別）分野で働く労働者の最低賃金は、表記金額（719円/時間）とは異なりますので、詳しくは最寄りの労働基準監督署でご確認ください。

各特定（産業別）分野で働く労働者でも下記に該当する労働者は、広島県最低賃金（719円/時間）が適用になります。

- (1)年齢18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に、主として従事する者
- (4)各産業における「特定の軽易業務」に、主として従事する者



最低賃金に関するご不明な点は、
 広島労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 082-221-9244)
 又は最寄りの労働基準監督署にお気軽にお尋ねください。

●●●●● お知らせ ●●●●●

“広島安佐青色申告会 記帳センター”と称する事業所は、『広島安佐青色申告会』並びに『広島安佐商工会』とは別組織です。

『商工会』『青申会』は、関与しておりませんのでお知らせ致します。

会員DM無料発送について（次回のご案内）

次回は1月中旬予定です。

同梱ご希望の方は、事前にお申込みの上、12月下旬までに、本所又は支所へ現物を持参下さい。

- ◆B4・A3サイズは2つ折りして下さい。 ◆原則一枚物のチラシです。
- ◆配布地域を指定することは出来ません。 ◆必要部数は1800部です。

発送月は、1月、4月、7月、10月の年4回です。

人事異動

広島安佐商工会事務局に人事異動がありましたのでお知らせ致します。

平成24年8月31日付

【退職】 経営指導員 岩本 忠義 (佐東支所)

このたびの不祥事で、大変ご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。
 佐東支所は、後任が着任するまで、一名欠員のまま業務を行います。
 ご不便をお掛けすることがあるかと存じますが、よろしくお願い致します。

日々の帳簿付けでお悩みの方、 商工会で、記帳(経理)代行致します

今、事業者の皆様でこんな悩みをお持ちではないですか・・・？

- ・帳簿の付け方が分からない。
- ・帳簿を付ける者がいない。
- ・経理事務員を雇うほどではないが、日々面倒。
- ・税理士に依頼したいが、費用がかかりそう。



このようにお思いの方、商工会が代わって帳簿をお付けします。

商工会に記帳(経理)を依頼すると・・・

コンピュータで処理しますので、原則「複式簿記」で帳票が作成されます。

- ・個人事業者の方は、青色申告特典控除の65万円控除が受けられます。
(但し、内容に不備がない場合に限りです。)
- ・個人事業者の方は決算・確定申告まで、商工会がお手伝いします。
- ・法人事業者の方は月々の試算表までお手伝いします。
(法人の確定申告は商工会では出来ませんので、税理士に依頼することになります。)

帳簿付けでお困りの方、一度ご相談下さい。

お問い合わせ等は最寄りの各支所へ

広島安佐商工会	可部支所	TEL814-3169
同	安佐支所	TEL835-0048
同	佐東支所	TEL877-9352

消費税95%ルール of 改正について (平成23年度改正)

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する消費税の95%ルールについてご説明します。
この改正は、課税売上割合(簡単に言うと消費税の売上取引に含まれる非課税売上の割合)のうち、非課税売上が95%以上であれば、課税仕入れの税額を全額控除出来ていました。

本来は、課税売上に対応した取引を課税仕入れの税額控除とすべきであり、会計処理能力がある大企業については適用すべきでないとの意見が出ており、このような改正が行われました。

内容は、95%ルールによる課税仕入れ等の税額全額控除制度については、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用することとされました。

なお、その課税期間が1年未満の場合には課税売上高を年換算して判定します。

$$\text{課税期間の売上高} \div \text{事業月数} \times 12 \text{か月} = \text{年売上高(年換算)}$$

ここで気をつけなければいけない2点があります。

1. 5億円の判定が当該事業年度であること。
2. 課税仕入れ等の区分を課税売上のみ対応する課税仕入、非課税売上のみ対応する課税仕入、課税売上・非課税売上両方に共通して対応する課税仕入の3つに区分して経理すること。
特に2番の点については、非課税売上(預金の金利収入、社宅家賃の収入がある企業、株の売却収入など)が些少の取引高であっても区分が必要になりますので、注意が必要です。